

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会
常勤役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会定款第25条の規定に基づき、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の常勤役員の報酬、通勤手当及び、期末手当について必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員の報酬)

第2条 常勤役員の報酬は次のとおりとする。

月 額 240,000円

- 2 報酬は、就職した場合はその日から日割計算によって支給し、退職又は死亡した場合は、その月分の全額を支給する。
- 3 常勤役員が本会事務局の職を兼ねるときは、当該職員としての給与はこれを支給しない。

(通勤手当)

第3条 通勤手当の額は、本会事務局職員の例による。

(期末手当)

第4条 期末手当の額は、それぞれの支給基準日現在において受けるべき報酬の月額に115/100を乗じて得た額に6月期は190/100、12月期は205/100を乗じて得た額に支給基準日以前6箇月以内の期間における次の各号の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 6箇月 | 100/100 |
| (2) 5箇月以上6箇月未満 | 80/100 |
| (3) 3箇月以上5箇月未満 | 60/100 |
| (4) 3箇月未満 | 30/100 |

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤役員の報酬等の支払方法は、本会事務局職員の例による。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第8条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

(この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成14年9月12日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。但し、次項の規定は、平成15年3月1日から施行する。

(平成15年3月に支給する期末手当の特例)

- 2 平成15年3月に支給する期末手当については、この規程による改正前の社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会常勤役員の報酬等に関する規程第5条の規定にかかわらず、同条中「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 3 平成15年6月に支給する期末手当に関する改正後の社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会常勤役員の報酬等に関する規程第5条の適用については、同条中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同条第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同条第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同条第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同条第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

付 則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条並びに次項及び付則第3項の規定 会長が定める日

(2) 第2条の規定 平成18年4月1日

(適用)

2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会常勤役員の報酬等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）は、平成17年12月1日から適用する。

(内払)

3 第1条の規定による改正前の社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会常勤役員の報酬等に関する規程の規定に基づいて、平成17年12月1日からこの規程の施行の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の規程による期末手当の内払いとみなす。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年6月1日から平成20年3月31日までの間においては、第5条中「115/100」とあるのは「112/100」とする。

3 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間においては、第5条中「115/100」とあるのは「113/100」とする。

4 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間においては、第5条中「115/100」とあるのは「114/100」とする。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年3月12日から施行する。

(適用)

2 この規程は、次の各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定 平成19年12月1日

(2) 第2条の規定 平成20年4月1日

(内払)

3 第1条の規定による改正前の社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会常勤役員の報酬等に関する規程の規定に基づいて、平成19年12月1日からこの規程の施行日の前日までに支払われた期末手当は、改正後の社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会常勤役員の報

酬等に関する規程の規定により支払われることとなる期末手当の内払いとみなす。

付 則

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 22 年 12 月 8 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 第 1 条の規定による改正前の社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会常勤役員の報酬等に関する規程第 5 条の規定は平成 22 年 12 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。